３　その他の事項

1. 翌年度繰越事業

当年度から翌年度へ繰り越された事業は、継続費逓次繰越３件、繰越明許費35件

及び事故繰越１件である。

繰越明許費の主な理由は、国の補正予算を活用した事業において、年度内の完了が困難となったことや、地元及び関係機関との調整・協議に不測の日数を要したことなどによるものである。

また、事故繰越の理由としては、学校規模適正化事業において、五位中学校区統合小学校建設に係る基本設計の策定業務委託で、小中一貫教育校の検討など方針決定までに不測の日数を要したため、年度内に業務が完了できなかったことによるものである。

継続費逓次繰越の内容

（単位：千円）



　繰越明許費の内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（単位：千円）



　事故繰越の内容

（単位：千円）



⑵　地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算の定めに従って行われていた。

⑶　一時借入金

予算に定められた一時借入金の借入れの最高額は12,000,000千円であるが、借入額は

その範囲内であった。

⑷　歳出予算の流用

予算の定めに従い、適正に処理されていた。